

## 高松地方検察庁

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎  
 TEL (087) 822-5155 FAX (087) 826-1284  
 (検察庁ホームページ) <http://www.kensatsu.go.jp/>

高松地方検察庁 丸亀支部 〒763-0034 丸亀市大手町3-4-30  
 TEL (0877) 23-5155 FAX (0877) 23-2806

高松地方検察庁 観音寺支部 〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-3  
 TEL (0875) 25-2217 FAX (0875) 23-2376

高松区検察庁 〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎  
 TEL (087) 822-5155 FAX (087) 826-1284

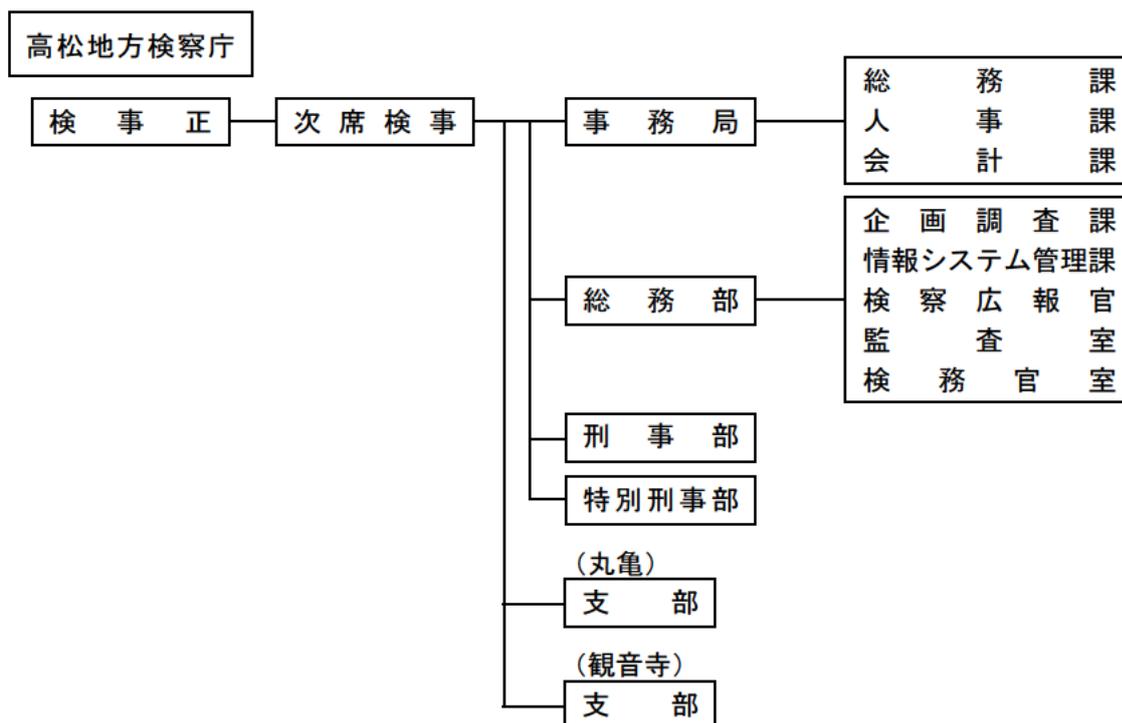
土庄区検察庁 高松地方検察庁内

丸亀区検察庁 〒763-0034 丸亀市大手町3-4-30  
 TEL (0877) 23-5155 FAX (0877) 23-2806

善通寺区検察庁 高松地方検察庁丸亀支部内

観音寺区検察庁 〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-3  
 TEL (0875) 25-2217 FAX (0875) 23-2376

### [組織]



設 置 根 拠	法務省設置法第 14 条、検察庁法第 2 条
所 掌 事 務	刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を監督し、また、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、また、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。
管 轄 区 域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松地方検察庁 企画調査課 TEL (087) 822-5155 (注) 高松地方検察庁及び各支部・区検察庁に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	犯罪被害者支援 内容等：犯罪被害に対する各種相談等 TEL (087) 825-2045 (被害者ホットライン)